

# Case8

**未納となった国民年金保険料を支払う必要があるのか教えてほしい。**

私は、派遣労働者として、平成30年4月から、2か月間ごとの雇用契約で同一の会社で働いている。また、この会社への派遣に当たっては、平成30年10月現在まで、数回契約更新が行われ、同年7月からは厚生年金に加入している。

先日、日本年金機構から、「平成30年4月と5月の国民年金保険料が未納です。」と記載された書類が届いた。私は、在留外国人のため、日本の年金制度の仕組みがよく分からないので、支払う必要があるのかどうか教えてほしい。





相談を受けた委員は、相談者のケースにおける国民年金等の取扱いについて年金事務所に確認したところ、年金事務所から、「相談者の場合、厚生年金保険の適用基準（注1）に該当する可能性があり、厚生年金保険の被保険者になると考えられる。その場合、国民年金保険料を支払う必要はない。」と説明を受けた。

また、四国行政評価支局や社会保険労務士の資格を有する行政相談委員からも、以下の助言もを受けた。

- ① 派遣元事業主は、派遣労働者の就業の状況等を踏まえ、適切に社会保険の適用手続を行うこととされている（注2）。
- ② 2か月間の雇用契約が更新されている場合、厚生年金被保険者資格を有することとされている（注3）。
- ③ 派遣労働者の厚生年金保険等の被保険者資格がない場合、派遣元事業主は、派遣先に対し、具体的な理由を通知しなければならないこととされている（注4）。
- ④ 厚生年金に加入した場合、医療保険についても、国民健康保険から健康保険に切り替わることとされている。

上記の説明等を踏まえ、相談者に対し、派遣先又は派遣元の会社に対し、平成30年4月から厚生年金に加入できないか相談することを勧めた。この結果、相談者は、派遣元の会社に対し、遡って厚生年金に加入できないか相談することとなった。

- (注) 1 厚生年金保険の適用基準は、①2か月超の雇用期間、②1月の所定労働日数及び1日又は1週間の所定労働時間が派遣先の会社の通常の労働者の4分の3以上とされている（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第12条）。
- 2 「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」（平成11年労働省告示第137号）の「第2-4 労働・社会保険の適用の促進」による。
- 3 常勤、非常勤に限らず全ての職員は、2か月間の雇用契約を結び、2か月間の契約満了時に本人の意思確認を行い、勤務態度、能力、業務量などを勘案し、契約を見直した上で、希望者について再契約を行っている場合は、「臨時に使用される者」ではなく「継続的に使用される者」として、厚生年金の被保険者資格になるとされている（日本年金機構「主な疑義照会と回答について」の「厚生年金保険 適用（PDF762KB）」による。）。
- 4 派遣事業主は、厚生年金保険等の被保険者資格の取得の確認を派遣先に通知することとされている（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第35条）。
- また、派遣元事業主から、派遣先に対し、派遣労働者の厚生年金保険等の被保険者資格取得届が提出されていない場合、派遣元事業主は、派遣先に対し、提出されていない具体的な理由を付さなければならないこととされている（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）第27条の2）。